

そこで、消費者担当内閣府特命大臣や法務省にあって、まずは消費者契約法・民法で取消権の課題等を、刑事法において詐欺罪と類似した無知脆弱性を利用する罪を検討されるよう求めます。

7 最後に、今次の統一教会問題でも、子どもと親の関係の法制度がいかにあるべきかの課題があります。

子が未成年の場合は、親が子への宗教等の教示や集会の参加等につき、どこまで関与して良いのかという問題があります。オウム真理教では子どもが信者になり、出家して親はその所在さえわからないという事態がありました。統一教会にあって子どもが信者となった事例もまた多いものでした。

他方、2世問題では、親が入信して、子どもの幸福追求権、信じない自由を含めての信仰の自由が侵害されているのではないか、また子どもへの様々な対応、生活費・教育費さえ無視しての多額の献金などすることが虐待にあたるという問題があります。

どの課題についても、故坂本堤弁護士の「人を不幸にする信教の自由はない」という言葉を忘れずに、対応して頂きたいと考えます。

以上のとおり、要請します。

以 上

## 参考

平成11年12月17日 オウム真理教対策関係省庁連絡会議

### (1) オウム真理教信者等からの相談受理体制

#### ア 警察庁

全国の警察において、信者等(元信者、信者の家族等)からの各種相談を受理し、脱会についての相談には、誠実に対応する。また、信者の家族等からの捜索願には、迅速・適切に対応するとともに、脱会者が保護を求めてきた場合には、関係機関を通じて福祉施設や医療施設等に引継を行うなど適切な保護活動に努める。

教団施設周辺の臨時交番においては、警戒警備活動を行うとともに、信者等からの各種相談を受理し、また、地域住民からの苦情・不安に関する相談等各種相談を受け付ける。

#### イ 法務省

人権擁護委員や人権擁護担当部局を活用した人権相談所(各法務局及び地方法務局におけるオウム真理教関係常設人権相談所における人権相談、人権擁護委員の自宅相談、デパート等の会場における特設相談)において相談を受け付けるとともに、その利用を呼びかけるPRに努める。

法務局・地方法務局の全本局に、オウム真理教関係常設人権相談所を開設するなど、専門の人権相談窓口を設置し、様々な広報媒体を通じて、その周知に努める。

#### ウ 文部省

市町村教育委員会における就学事務が適切に行われるよう、都道府県教育委員会を通じて情報収集に努めるとともに、関係省庁と連携しながら対応する。

#### エ 自治省

信者等の社会復帰対策を総合的かつ円滑に遂行するため、相談窓口の体制整備を図る等適切に対処するよう地方公共団体に対して通知する。

### (2) オウム真理教信者等に対する精神的ケア

#### ア 法務省

服役中の受刑者については、職員や篤志面接委員による面接指導及び本人の希望を前提とした仏教、キリスト教等の宗教関係者による教誨を行うとともに、刑務作業の実施と生活指導により社会生活習慣の付与と労働意欲のかん養等を図る。

オウム真理教関係者に対する保護観察においても、生活歴、性格、犯罪行為の内容等から把握される問題点を配慮して行う。

#### イ 厚生省

オウム真理教の信者や元信者に精神疾患や心の健康の問題が生じた場合には、各都道府県、政令市等の保健所や、精神保健福祉センターといった精神保健の各機関において、相談等に  
応じる。

### (3) オウム真理教信者等に対する生活支援

#### ア 厚生省

出家して全財産を失った者に対しては、福祉事務所等において施設入所を含めた各種相談  
を受け付けるとともに、生活保護制度の適用も含めて適切に対応する。

児童の保護が必要な場合には、関係省庁と連携しても児童相談所において個々の状況に応  
じて、親族による引取り、児童相談所への入所等の適切な対応を行う。

#### イ 労働省

公共職業安定所において、オウム真理教信者等であって就職を望む者に対して、綿密な職  
業相談及び職業紹介を実施し、就職の促進を図る。

上記の者に対し、必要な場合には、公共職業訓練を行い、就職に必要な職業能力の向上を  
図る。

以 上